

第4号様式

簡易公募型プロポーザル方式（共同企業体発注）

参加説明書

沖縄県土木建築部公告土都第283号（令和3年6月25日）の「令和3年度第4回パーソントリップ調査・検討業務」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この参加説明書によるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名 令和3年度第4回パーソントリップ調査・検討業務

(2) 履行場所 沖縄本島内

(3) 業務の目的

本業務は、沖縄本島における第4回パーソントリップ（以下PTという。）本体調査の調査票等の詳細検討及び、事前調査となる「感染症拡大防止を踏まえた交通行動調査」等を行うものである。

(4) 業務内容

ア 業務計画準備

イ 前年度業務（令和3年6月30日完了予定）検討事項（計画・政策課題の設定、PT調査体系、手法及び解析・評価方法等）の精査

ウ PT調査票・調査システム等の検討、作成

エ 感染症を踏まえた交通行動調査の実施

オ 調査結果集計・その他データ等整理

カ PT調査検討委員会等の設置、運営

キ 報告書作成

ク 打合せ協議

※ 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

1 PT調査票・調査システム等の検討、作成

○調査手法等を踏まえた調査票・調査システム等の検討、作成 等

2 感染症を踏まえた交通行動調査の実施

○調査実施に当たっての考え方、実施方法、調査結果の本体調査への反映 等

(5) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(6) 業務量の目安 14,740,000円（税込み）以下

(7) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア 業務報告書 30部

イ 業務報告書概要版 30部

ウ 上記ア、イの電子データ 1部

(8) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示す他に次のとおりとする。

- (7) 契約金額の 50 %を超える業務
- (4) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (7) 市町村や関係機関等との連絡調整業務
- (9) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。管理補助技術者の配置は参加希望者の判断によるものとし、配置する場合は、管理技術者に代わり管理補助技術者の実績等を審査・評価する。管理補助技術者の資格要件は、管理技術者と同じとする。
- (10) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置する場合に評価を行う。

2 技術提案書の提出要請する者を選定するための基準等

(1) 技術提案書の提出要請者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位3者を選定する。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 選定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	(別記様式-2) 以下の順位で評価する。 ①建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）並びに沖縄県の令和3・4年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の土木関係コンサル業種の「都市計画及び地方計画」と「道路」に登録がある。 ②建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）並びに沖縄県の令和3・4年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の土木関係コンサル業種の「都市計画及び地方計画」に登録がある。 ③①及び②に該当しない場合は選定しない。	①3 ②1 ③選定しない
	専門技術力	(別記様式-2) (別記様式-2の2) <u>過去10年間（平成23年度以降から公告日まで）に完了した同種又は類似業務の実績1件を以下の順位で評価する。</u> <u>記載する業務は2件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件1枚以内に記載する。3件以上提出した場合は加点しない。</u> ① <u>同種業務の実績が2件ある。</u> ② <u>同種業務の実績が1件ある。</u> ③ <u>3件以上提出した場合。</u> ※業務実績がない場合は選定しない。 (ここで、同種業務とは公告に示す業務のこと。以下同じ。)	①4 ②2 ③0
	管理技術力	(別記様式-4) 以下の順位で評価する。 ①沖縄県内に管理技術者が常駐している。 ②沖縄県内に担当技術者が常駐している。 ③①及び②に該当しない。	①2 ②1 ③0

経営能力情報	(履行保証力) 自己資本比率	(別記様式-5の1) 以下の順位で評価する。 ①自己資本比率が25%以上。 ②①及び③に該当しない。 ③自己資本比率が10%未満。	①2 ②1 ③0	
	(瑕疵担保力) 賠償責任保険加入の有無	(別記様式-5の2) 以下の順位で評価する。 ①保険金5,000万円以上の賠償責任保険に加入。 ②①及び③に該当しない。 ③賠償責任保険に未加入。	①2 ②1 ③0	
	(遵法性) 過去の法の遵守状況	(別記様式-5の3) 以下の順位で評価する。 ①公告日以前の過去3年間に公正取引委員会からの排除勧告の実績なし。 ②公告日以前の過去1年間に公正取引委員会からの排除勧告の実績なし。 ③①及び②に該当しない。	①2 ②1 ③0	
専門技術力	(成果の確実性) 過去の業務成績	(別記様式-3) 過去10年間(平成23年度以降から公告日まで)に完了した同種及び類似業務の評定点を右表で評価する。 (ここで、同種及び類似業務とは、2(3)ウ(イ)の業務のこと。) ・申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件もない場合は、評価を1段階引き下げる。 ・平均値が55点以下の場合には加点しない。 ・評定点の確認が出来ない等、業務成績を評価できない場合には加点しない。	申請件数の平均点↓ 80点以上 ⑤ ④ ③ ② ① 75点以上80点未満 ⑥ ⑤ ④ ③ ② 70点以上75点未満 ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ 65点以上70点未満 ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ 60点以上65点未満 ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ 55点以上60点未満 ⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ 申請件数→ 1 2 3 4 5 配点 35 ①100%(35) ② 90%(32) ③ 80%(28) ④ 70%(25) ⑤ 60%(21) ⑥ 50%(18) ⑦ 40%(14) ⑧ 30%(11) ⑨ 20%(7) ⑩ 10%(4)	
予定管理技術者の経験	資格要件	(技術者資格等) 技術者資格等、その専門分野の内容	(別記様式-6) 技術者資格を以下の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門「建設部門:都市及び地方計画」) ②技術士(総合技術監理部門「建設部門」)又は技術士(建設部門:都市及び地方計画) ③①及び②に該当しない場合は選定しない。	①5 ②3 ③選定しない

<p>専門技術力</p>	<p>(業務執行技術力) 業務実績</p>	<p>(別記様式-6の2) (別記様式-6の3)</p> <p>過去10年間(平成23年度以降から公告日まで)の同種業務の実績を以下の順位で評価する。なお、業務実績は、国及び地方公共団体の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。</p> <p>記載する業務は2件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件1枚以内に記載する。3件以上提出した場合は加点しない。</p> <p>ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。</p> <p>①同種業務の実績が2件ある。 ②同種業務の実績が1件ある。 ③3件以上提出した場合。 ※業務実績がない場合は選定しない。</p>	<p>①4 ②2 ③0</p>																																				
	<p>若手技術者</p>	<p>(別記様式-6)</p> <p>下記の通り評価する。</p> <p>①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ②上記に該当しない。</p>	<p>①3 ②0</p>																																				
<p>情報収集能力</p>	<p>(地域精進度) 県内での業務実績</p>	<p>(別記様式-6)</p> <p>過去10年間(平成23年度以降から公告日まで)の沖縄県内における同種又は類似業務の有無について、以下の順位で評価する。なお、業務実績は、国、県、市町村その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の完了した業務とする。</p> <p>①沖縄県が発注する業務実績がある。 ②その他の機関が発注する業務実績がある。 ③①及び②に該当しない。</p>	<p>①3 ②1 ③0</p>																																				
<p>予定管理技術者の経験及び能力</p>	<p>(業務執行技術力) 過去に担当した業務の成績</p>	<p>(別記様式-7)</p> <p>国及び地方公共団体発注で過去10年間(平成23年度から公告日まで)に完了した同種及び類似業務の評定点を右表で評価する。 (ここで、同種及び類似業務とは、2(3)ウ(イ)の業務のこと。)</p> <p>申請件数の平均点↓</p> <table border="1" data-bbox="1077 1310 1252 1534"> <tr><td>80点以上</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td><td>①</td></tr> <tr><td>75点以上80点未満</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td></tr> <tr><td>70点以上75点未満</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td></tr> <tr><td>65点以上70点未満</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td></tr> <tr><td>60点以上65点未満</td><td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>55点以上60点未満</td><td>⑩</td><td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td></tr> </table> <p>申請件数→ 1 2 3 4 5</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件もない場合は、評価を1段階引き下げる。 平均値が55点以下の場合には加点しない。 評定点の確認が出来ない等、業務成績を評価できない場合には加点しない。 	80点以上	⑤	④	③	②	①	75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②	70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③	65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④	60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	<p>配点 32</p> <p>①100%(32) ②90%(29) ③80%(26) ④70%(22) ⑤60%(19) ⑥50%(16) ⑦40%(13) ⑧30%(10) ⑨20%(6) ⑩10%(3)</p>
80点以上	⑤	④	③	②	①																																		
75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②																																		
70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③																																		
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④																																		
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤																																		
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥																																		

	(業務執行技術力) 当該部門の 従事期間	(別記様式-6) 技術者の資格要件で評価した部門等の従事期間を以下の順位で評価する。 ①公告日までの当該部門の従事期間が25年以上。 ②公告日までの当該部門の従事期間が15年以上。 ③①及び②に該当しない。 従事期間は申請の資格取得後の年数に次の期間を加えたものとし、算定は告示日を基準とする。 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の場合：10年 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の場合：7年	①3 ②2 ③0
	手持ち業務の金額及び件数	(別記様式-6) 公告日時点において、以下の項目に該当する場合は選定しない（未契約のものを含む） ・手持ち業務の契約金額が4億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、契約金額が1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上とする。	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(別記様式-4) 以下の項目に該当する場合は選定しない。 ①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ②共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ③主たる部分が再委託予定となっている。	
合計		満点の点数	100

注) 管理補助技術者を配置した場合は、管理補助技術者を対象に評価する。

(3) 参加表明書の提出期限の日以降に技術提案書を提出要請する者の選定を行い、その結果は令和3年7月12日（月）（予定）頃に通知する。

3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 予定技術者の経験及び能力についての評価

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準	管理技術者	担当技術者	照査技術者	
予定技術者の経験及び能力 (資格・実績)	技術者資格等	(別記様式-6) 技術者資格を以下の順位で評価する。 【管理技術者】 ①技術士(総合技術監理部門「建設部門：都市及び地方計画」) ②技術士(総合技術監理部門「建設部門」)又は技術士(建設部門：都市及び地方計画) ③①及び②に該当しない場合は特定しない。 【担当技術者及び照査技術者】 ①技術士(総合技術監理部門「建設部門」)、技術士(建設部門) ②RCCM ③①及び②に該当しない。 ※照査技術者が①及び②に該当しない場合は特定しない。	①1.5 ②0.8 ③特定しない	①1.0 ②0.5 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③特定しない
	専門技術力	(別記様式-6の2) (別記様式-6の3) 過去10年間(平成23年度以降から公告日まで)の同種業務及び類似業務の実績を以下の順位で評価する。なお、業務実績は、国及び地方公共団体の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。 【管理技術者】 記載する業務は2件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件1枚以内に記載する。 ①同種業務の実績が2件ある。 ②同種業務の実績が1件ある。 ③3件以上提出した場合。 ※業務実績がない場合は特定しない。 【担当技術者及び照査技術者】 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件1枚以内に記載する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③①及び②に該当しない、もしくは2件以上提出した場合は③の評価とする。 ※照査技術者の業務実績がない場合は特定しない。	①0.5 ②0.3 ③0.0	①1.0 ②0.5 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0

若手技 術者	(別記様式-6) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ②上記に該当しない。	①0.5 ②0.0	-	-
専門技術力	(別記様式-6) 技術者の資格要件で評価した部門等の従事期間を以下の順位で評価する。 ①公告日以前の当該部門の従事期間が25年以上 ②公告日以前の当該部門の従事期間が15年以上 ③①及び②に該当しない。 従事期間は申請の資格取得後の年数に次の期間を加えたものとし、算定は告示日を基準とする。 技術士(総合技術監理部門)の場合10年 技術士(建設部門)の場合7年 RCCMの場合13年	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0
情報収集力	(別記様式-6) 過去10年間(平成23年度以降から公告日まで)の沖縄県内における同種又は類似業務の有無について、以下の順位で評価する。なお、業務実績は、国、県、市町村その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の完了した業務とする。 ①沖縄県が発注する業務実績がある。 ②その他の機関が発注する業務実績がある。 ③①及び②に該当しない。	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0
CPD	(別記様式-7) CPD取得単位を以下の順位で評価する。 ①平成30年度から令和2年度の3年間の取得単位が150単位以上 ②令和2年度1年間の取得単位が50単位以上 ③①及び②に該当しない。	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0
予定技術者の経験及び能力(成績)	(別記様式-3) 国及び地方公共団体発注で過去10年間(平成23年度から公告日まで)に完了した同種及び類似業務の評定点を右表で評価する。 (ここで、同種及び類似業務とは、2(3)ウ(イ)の業務のこと。) ・申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件もない場合は、評価を1段階引き下げる。 ・平均値が55点以下の場合には加点しない。 ・評定点の確認が出来ない等、業務成績を評価できない場合には加点しない。 申請件数の平均点↓ 80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 65点以上70点未満 60点以上65点未満 55点以上60点未満 申請件数→ 1 2 3 4 5	配点 5.0 ① 5.0 ② 4.5 ③ 4.0 ④ 3.5 ⑤ 3.0 ⑥ 2.5 ⑦ 2.0 ⑧ 1.5 ⑨ 1.0 ⑩ 0.5	配点 5.0 ① 5.0 ② 4.5 ③ 4.0 ④ 3.5 ⑤ 3.0 ⑥ 2.5 ⑦ 2.0 ⑧ 1.5 ⑨ 1.0 ⑩ 0.5	配点 5.0 ① 5.0 ② 4.5 ③ 4.0 ④ 3.5 ⑤ 3.0 ⑥ 2.5 ⑦ 2.0 ⑧ 1.5 ⑨ 1.0 ⑩ 0.5

小計	満点の点数	9.0	8.5	7.5
		25		

注) 管理補助技術者を配置した場合は、管理補助技術者を対象に評価する。

注) 担当技術者については、最も評価点の高い者1名の評価とする。

イ 実施方針について

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	書面	ヒアリング
実施方針・ 実施フロー ・工程表 その他 (別記様式 -12)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	7	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	4	
地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		4		
小 計			25	

ウ 特定テーマ

評価項目			評価の着目点	技術点	
			判断基準	書面	ヒアリング
特定テーマに関する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	10	
	特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	7	
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。		
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	7	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
			提案内容によって想定される事業が適切な場合に優位に評価する。		
		独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	6	
			周辺分野、異分野技術を応用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に評価する。		
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		
			新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		
	特定テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	7	
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。		
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	7	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
提案内容によって想定される事業が適切な場合に優位に評価する。					
独創性		工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	6		
		周辺分野、異分野技術を応用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に評価する。			
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。			
		新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。			
	小 計			50	
	アからウの合計 (満点)			100	

エ 参考見積もりに関する確認

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	評価のウェイト
参考見積	業務コストの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規模と大きく乖離がある場合は特定しない。 ・業務量の目安を超える金額の場合は特定しない。 	—

4 参加説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

ア 契約手続に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 景観形成班
 電話番号 098-866-2408

イ 上記ア以外に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班
 電話番号 098-866-2408 FAX 098-866-5938

(2) 提出期間、提出方法及び場所

ア 期 間 参加表明書について：令和3年6月25日（金）から令和3年7月1日（木）まで
 技術提案書について：令和3年7月12日（月）から令和3年7月26日（月）まで

イ 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時

ウ 場 所 上記(1)イによる。

エ 提出方法 郵送(配達を確認できる方法で送付する事)又はFAXにより提出すること。
FAXで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。

(3) 回答の方法

ア 期 間 参加表明書について：令和3年7月5日（月）から令和3年7月6日（火）まで
 技術提案書について：令和3年7月28日（水）から令和3年8月4日（木）まで

イ 場 所 都市計画・モノレール課のホームページに掲載する。